

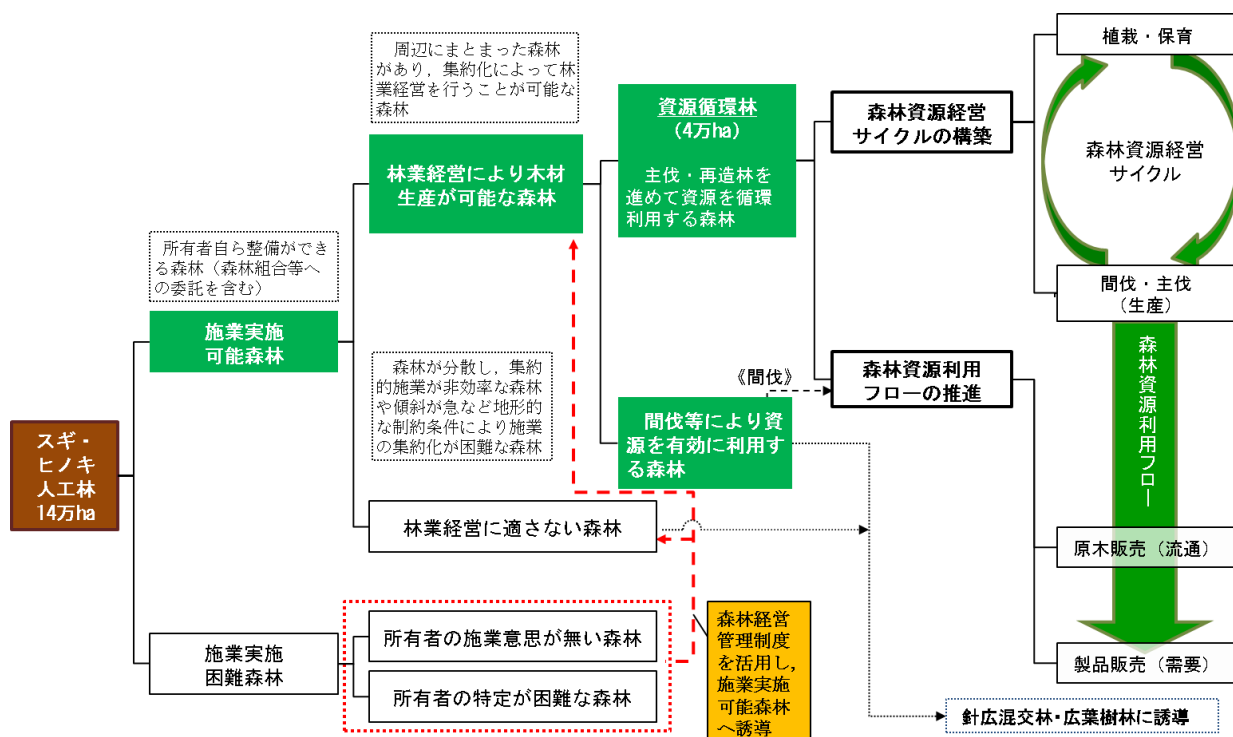
第4章 林業

第4章 林業分野の取組の方向

I 森林資源経営サイクルの構築

■ 目指す姿（5年後）

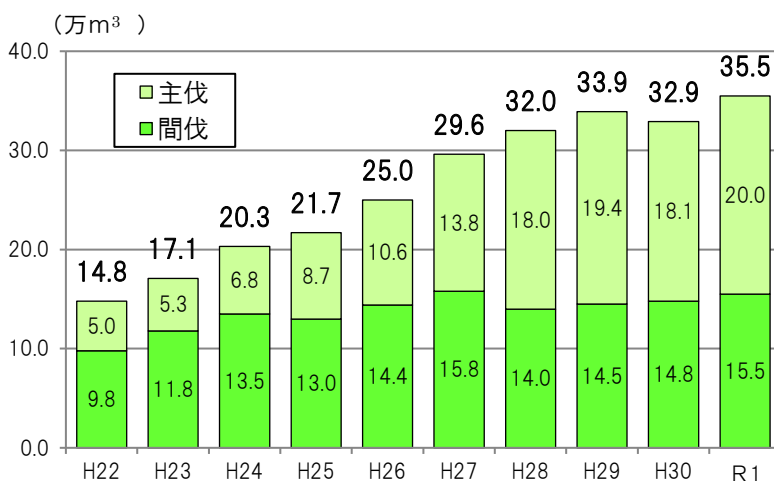
年間40万^m³の県産材を持続的に生産するため、傾斜が緩く道から近い等の好条件を備え、持続的な林業経営を行うことが可能となる事業地（以下、「林業経営適地」という。）の集約化や担い手の育成などの生産基盤の整備，森林に関する情報を関係者が共有して活用するデジタル情報基盤の整備及び再造林を確実に実施するための技術基盤の整備が確立されつつあります。



【図1 森林資源経営サイクルと森林資源利用フロー】

1 これまでの取組と成果

高性能林業機械の導入や路網整備の支援，低コスト施業技術の普及等に取り組み，林業経営体の木材生産性が向上した結果，県産材の生産量は，平成28年度の32.0万^m³から令和元年度には35.5万^m³まで増加しました。



【図2 県産材生産量の推移】

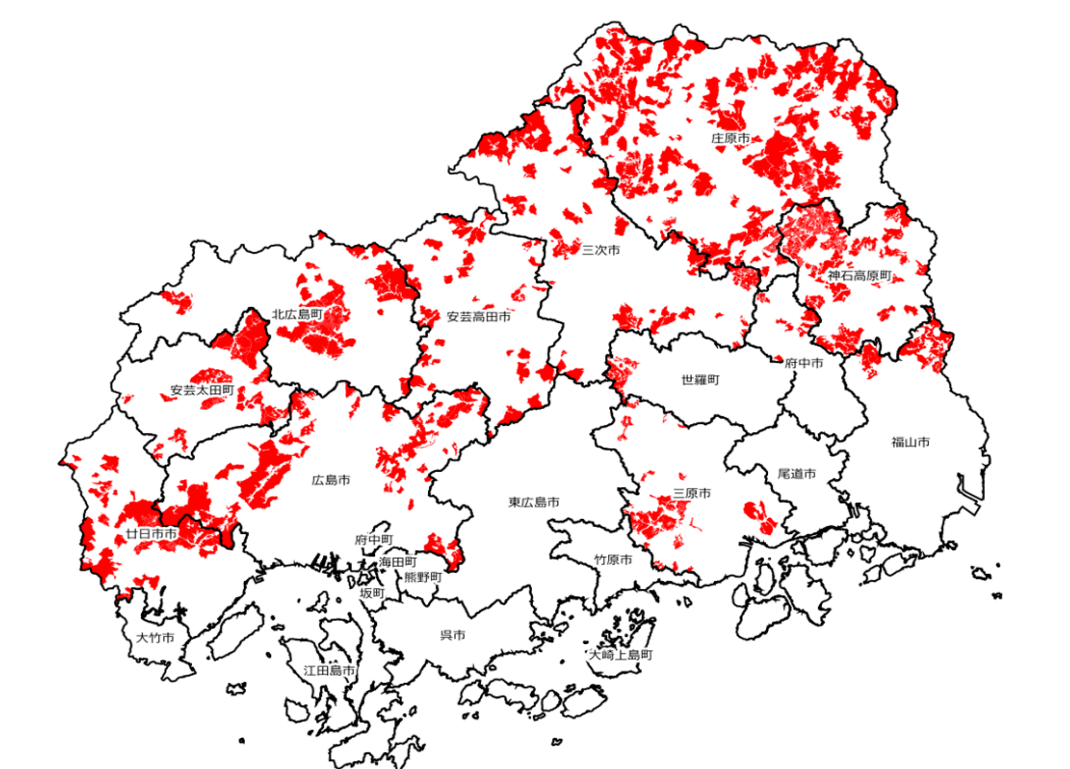
(林業課調べ)

(1) 生産基盤の整備

ア 林業経営に適した事業地の確保

① 林業経営適地の設定

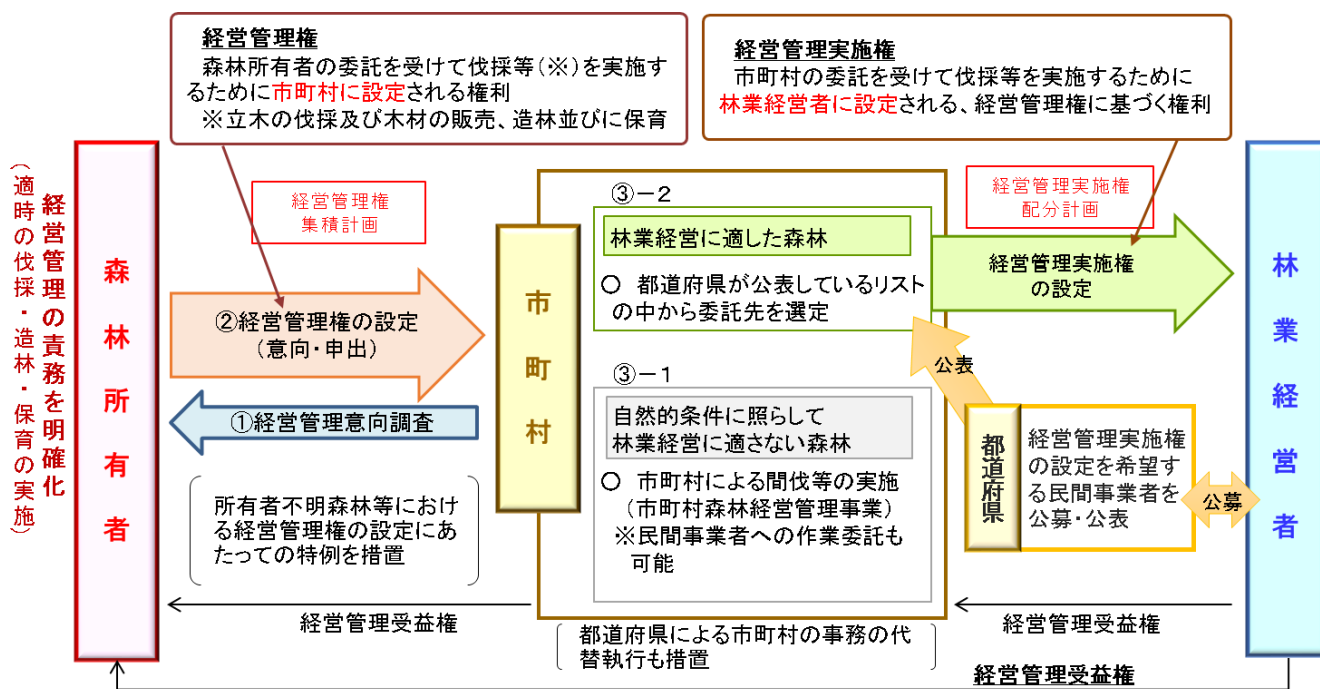
- 一定のまとまりを持った森林の施業を推進するため、林業経営体に対して森林経営計画の作成支援を行った結果、人工林 14 万 ha の約 40% に当たる 5.3 万 ha において、計画が作成されました。
- 人工林 14 万 ha のうち、林業経営適地の候補地となり得る 4.5 万 ha における航空レーザー計測データを解析した結果、人工林の分布状況や林地傾斜及び、路網の配置状況等に関する精度の高い森林資源情報が得られたため、これらを活用して、林業経営適地を設定する作業に着手しました。



【図3 航空レーザー計測データ解析の実施地域】

② 林業経営適地の集約化

- 林業経営体に対し林業経営適地を集約するため、市町・県・林業経営体で構成する「地域調整会議」を市町に設置し、集約化に向けた取組方針の確認を行うとともに、関係者が役割分担を行うなど、地域が一体となって取組を推進する体制を構築しました。
- 令和元年度に創設された森林経営管理制度を活用して、森林所有者に対する意向調査を市町が円滑に実施できるよう、専門家の派遣等の実務への支援を開始しました。



【図4 森林経営管理制度の概要】

イ 林業の担い手の確保

① 林業経営体の育成

- 生産の効率化による収支の改善を図るため、林業経営体の生産規模拡大を目的とした高性能林業機械の導入や、伐採・搬出等の生産工程におけるボトルネックを分析しP D C Aサイクルを実践する「工程管理システム」の導入支援を行った結果、木材生産性は、平成28年度の7.0m³/人日から令和元年度の8.3m³/人日まで向上しました。
- 年間5千m³以上の県産材を生産する林業経営体数は、平成28年度の11社から令和元年度には14社まで増加し、年間40万m³に対応する生産能力が確保できました。

表1 年間5千m³以上の県産材を生産する林業経営体数実績（林業課調べ）
（単位：社）

| 項目 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|----------------------------------|-----|-----|-----|----|
| 木材生産5千m ³ /年以上の林業経営体数 | 11 | 13 | 13 | 14 |

- 長期間にわたる林業経営を確立するため、令和元年度から、長期的視点を有して、安全・安心な魅力ある職場づくりを行う経営力の高い林業経営体の育成を開始しました。

② 林業従事者の確保・育成

- 林業への就業希望者に対し、就業前の相談から就業先や住環境の斡旋までを一体的に支援するため、令和元年度から、広島県森林組合連合会に就業相談員（メンター）を配置しました。

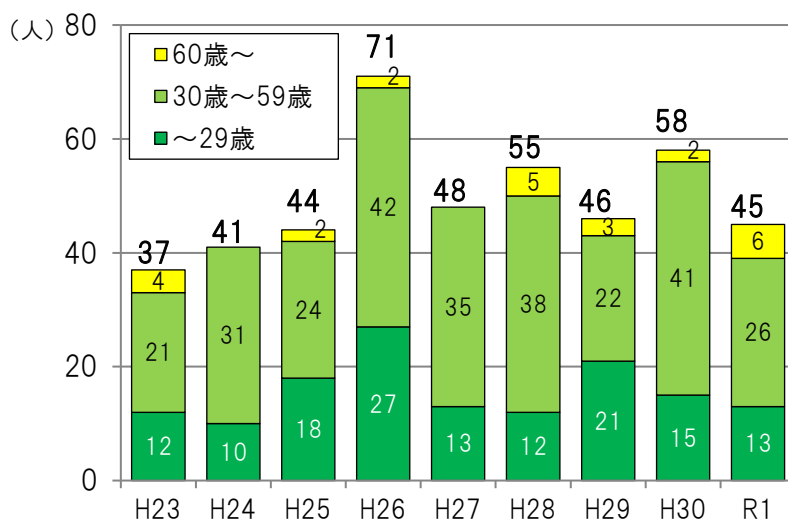
- 県内外で開催された就業希望者に対するイベント（就業フェア）において、就業相談窓口を設置し、就業の働きかけを行いました。
- 新たに就業した林業従事者については、広島県森林組合連合会や広島県林業労働力確保支援センターと連携して、国の「緑の雇用」事業による研修を行った結果、平成15年度から令和元年度までの間に431名を育成しました。



【図5 就業フェアにおける就業相談】



【図6 「緑の雇用」研修】



【図7 広島県における新規林業就業者数の推移】（林業課調べ）

（2）情報基盤の整備

- 所有者や境界の特定が困難な森林が増加していることから、平成30年度に全市町に林地台帳を整備しました。
- 人工林4.5万haにおいて、精度の高い森林資源情報を把握し、林業経営適地を設定するため、航空レーザ計測データの解析を行いました。

（3）技術基盤の整備

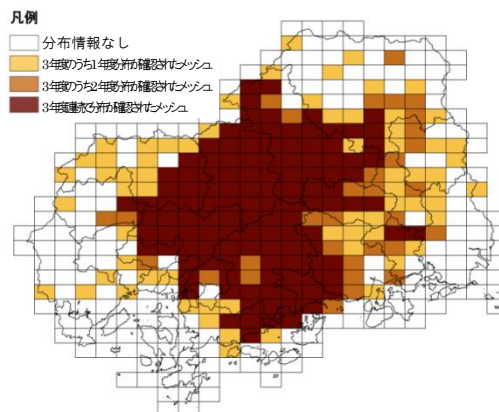
ア シカ被害抑制対策の推進

- 近年、県内のシカは急速に生息数が増加するとともに、分布域も拡大しているため、平成30年度からシカによる苗木の食害を把握することを目的として、過去5年間の植栽地におけるシカ被害の実態調査を開始しました。

- 平成 30 年度の調査結果（H25～H29 植栽）では、植栽地 507ha のうち約 12ha の食害（被害率 2.4%）が、また、令和元年度の調査結果（H26～H30 植栽）では、植栽地 434ha のうち約 21ha の食害（被害率 4.8%）が確認されており、被害は増加傾向と考えられます。



【図 8 平成 14 年度のシカ分布域】



【図 9 平成 25～27 年度のシカ分布域】

（出典：広島県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（第 4 期））

- シカによる農林業被害を防止するためには、県・林業経営体及び市町等が連携してシカの被害防除及び捕獲等に取り組む必要があることから、令和元年度に「広島県ニホンジカ被害対策基本方針」を策定しました。
- 令和 2 年度から、シカによる林業被害の拡大抑制と防止を図るため、奥山で 2 箇所、里山等で 3 箇所のモデル地区を設定し、センサーカメラ等の I o T 技術を活用した低コストで効果的な捕獲方法等の実証を開始しました。

イ 苗木の安定供給体制の構築

- 高齢化等に伴い苗木生産者が年々減少しているため、生産者の確保を目的として、令和元年度から新規参入者向けの説明会や先進地視察研修会を開催した結果、令和 2 年度から新たな生産者がコンテナ苗の生産を開始しました。
- 花粉発生源対策を進めるため、平成 29 年度に少花粉スギ採種園を 0.63ha 整備しました。また、令和 2 年度には、少花粉ヒノキ採種園の整備に着手しました。



【図 10 ヒノキコンテナ苗】



【図 11 少花粉スギ採種園（庄原市）】

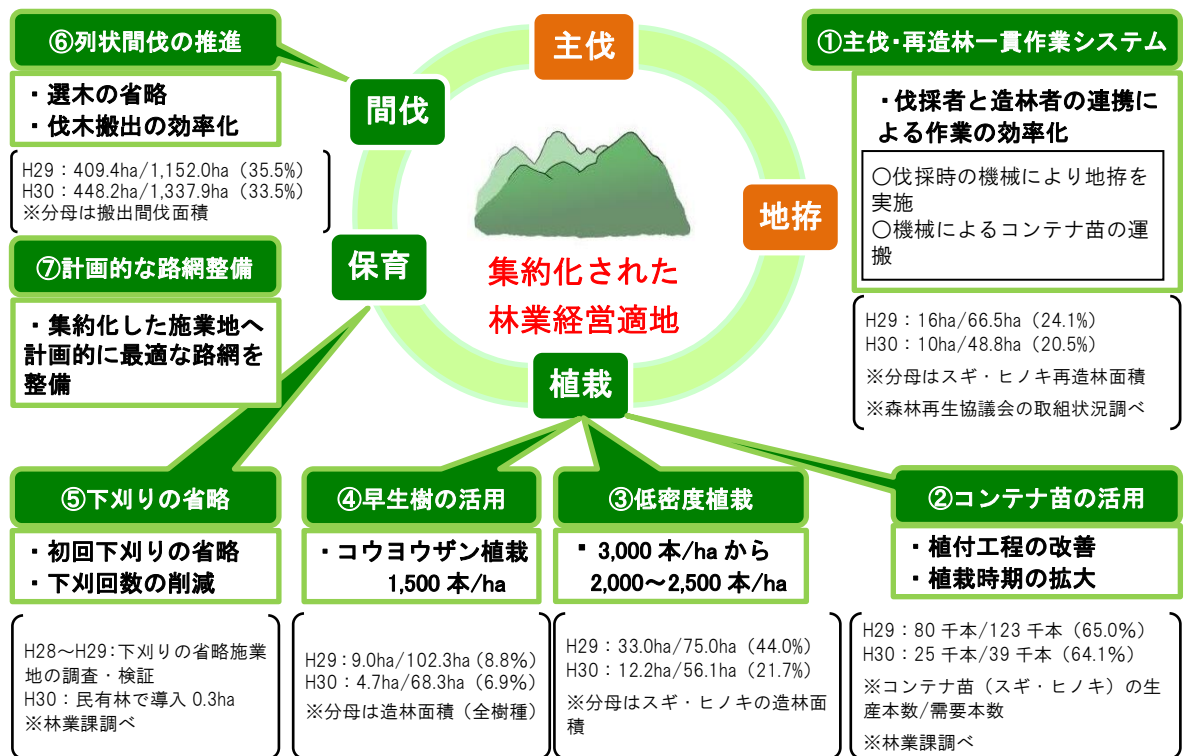
- 植栽後 20～30 年で主伐が可能であり、資源循環サイクルを大幅に短縮することが期待されている早生樹のうち、コウヨウザンについては、品種系統が明らかな県内産の種子・穂木を確保するため、令和元年度に採種・採穂園 0.4ha を整備しました。



【図 12 コウヨウザンの特徴】

ウ 低コスト施業技術の推進

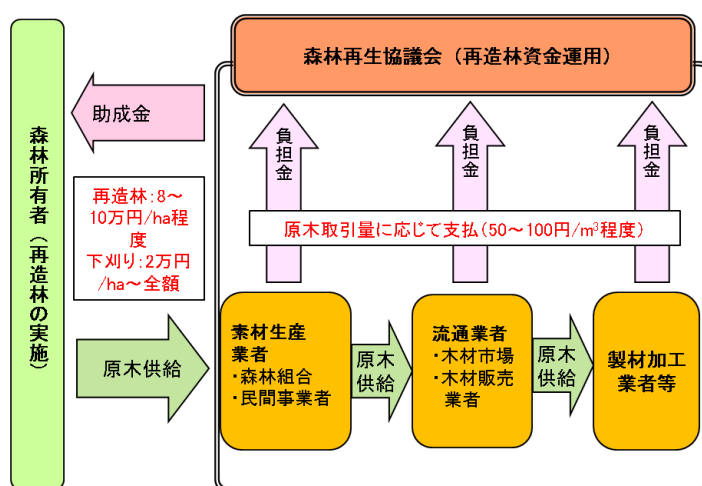
- 森林資源経営サイクルの各段階でのコスト削減を図るため、林業経営体に対して植栽・保育段階の低コスト施業技術（一貫作業，低密度植栽，コウヨウザン植栽，下刈り省略等）を普及しました。
- 低密度植栽（3,000 本/ha→2,000 本/ha）については、再造林面積の約 4 割で実施されるなど、コスト削減の取組が進みました。
- コウヨウザンについては、全国に先駆けて平成 28 年度から造林対象樹種に加え、植栽を進めました。



【図 13 各段階での低コスト施業技術の推進状況】

(③④⑥は民有林森林整備事業実績)

- 県内4地域において、林業・木材産業関係者で構成される森林再生協議会の結成に向けた取組を支援し、関係者が協力して森林所有者に対して再造林経費を支援する仕組が導入されました。
- 一連の取組により、県内の再造林面積は、平成26年度の28.2haから、平成30年度には48.8haまで増加しました。



【図14 森林再生協議会の概念図】

2 課題

県産材生産量は40万 m^3 近くまで増加しましたが、林業経営適地の設定に着手したばかりであり、経営に必要な事業地が十分確保されていないほか、主伐後の再造林率が約1割に留まっているなど、持続的な林業経営の確立には至っていません。

(1) 生産基盤の整備

ア 林業経営適地の集約化

- 地域調整会議において関係者の合意を得た上で、航空レーザー計測データの解析結果を基に、林業経営適地を設定する必要があります。
- 設定された林業経営適地において、森林経営管理制度を活用した集約化を進める必要があります。

イ 経営力の高い林業経営体の育成

- 年間5千 m^3 以上の県産材を生産する林業経営体が増加し、年間40万 m^3 の県産材生産に向けた生産能力が確保されている一方で、林業経営体の多くは、経営管理や組織改革のノウハウが不足しており、50年サイクルの経営を前提とした長期的視点での事業計画や経営戦略の検討が行われていません。

ウ 林業従事者等の確保・育成

- 林業は、他産業に比べて賃金水準が低く労働負荷が高いことなどから、今後、新規就業者の確保が困難になると予測されます。

(2) 情報基盤の整備

- 森林経営管理法等による森林の集約化等を進める上で、県・市町・林業経営体等の関係者がそれぞれ保有する森林に関する情報(所有者情報, 森林資源情報, 集約関係情報, 施業履歴等)については、効率的に活用できる状況にありません。

(3) 技術基盤の整備

ア シカ被害抑制対策の推進

- 植栽地におけるシカの被害が増加する中、低コストで効果的なシカの捕獲技術が確立されていません。また、捕獲の担い手となる林業従事者の育成や林業被害の軽減や防止を目的とした捕獲体制も確立されていません。
- 植栽地では、防護柵の設置など適切な防除が必要となりますが、人里から遠く離れていることや、地形も平坦ではないことから、継続的な見回りなどの維持管理が困難となっています。

イ 苗木安定供給体制の構築

- 既存採種園の母樹が老齢化し、採種量の減少と種子の質が低下していることや、少花粉品種に転換する必要があることから、必要となる種子量が不足しています。
- 苗木生産者は個人経営が多く、高齢化等により生産を中止することが見込まれることから、安定的に生産が見込まれる法人による苗木生産など、需要に応じた苗木を生産できる体制を確保する必要があります。
- 従来の裸苗^{はだかなえ}生産では、生産規模の拡大が困難であることから、規模拡大の容易なコンテナ苗の生産に転換する必要があります。

ウ 低コスト施業技術の推進

- 林業経営体は、低コスト施業の経験が少ないことから、森林所有者に対して積極的に提案し、推進するまでに至っていません。
- 低密度植栽や伐採者と造林者の連携が必要となる主伐・再造林一貫作業は、部分的に導入されつつありますが、苗木の成長に不安感のある下刈の省略・省力化などは導入が進んでいません。
- コウヨウザンの植栽は、造林実績が少なく育林技術が確立していないことや、ノウサギによる苗木の食害に対する効果的な防除対策が確立されていません。
- 路網整備については、林業経営適地の集約化が進んでおらず、効率的な路網配置となっていません。

3 目指す姿の実現に向けた取組の方向性

県産材 40 万³m³を持続的に生産する林業経営を 10 年後にスタートするために、必要となる生産基盤、情報基盤、技術基盤の 3 つの基盤を整備します。

(1) 生産基盤の整備

- 森林資源情報等に基づき林業経営適地を設定し、森林経営管理制度を活用しながら林業経営体に林業経営適地の集約化を推進するとともに、長期的視点を有した経営力の高い林業経営体を育成します。

(2) 情報基盤の整備

- 関係者（県・市町・林業経営体）が森林に関するデジタル情報（資源情報、所有者情報、施業履歴等）を共有・活用できるシステムを整備します。

【集約化の手順】

I 林業経営適地の設定

航空レーザ計測データから解析した樹種や材積などの「資源情報」や、森林施業の経費縮減に影響する「林地傾斜」及び「車道からの距離」の情報に基づき、採算性を考慮しながら3段階に分類することで、林業経営適地の候補を抽出します。

抽出した林業経営適地の候補を中心に、地形等を勘案し、効率的な施業が可能な規模（約20ha）にまとめ、林業経営適地として設定します。

| 林地傾斜 | 車道（林道または一般道）までの距離 | | |
|------------|-------------------|--------------|--------|
| | 200m未満 | 200m以上500m未満 | 500m以上 |
| 25度未満 | 適 | | |
| 25度以上30度未満 | | 中間 | |
| 30度以上35度未満 | | | |
| 35度以上 | | | 不適 |

【図16 作業条件別人工林判定表】

II 林業経営適地情報のリスト化及び意向調査実施計画の作成

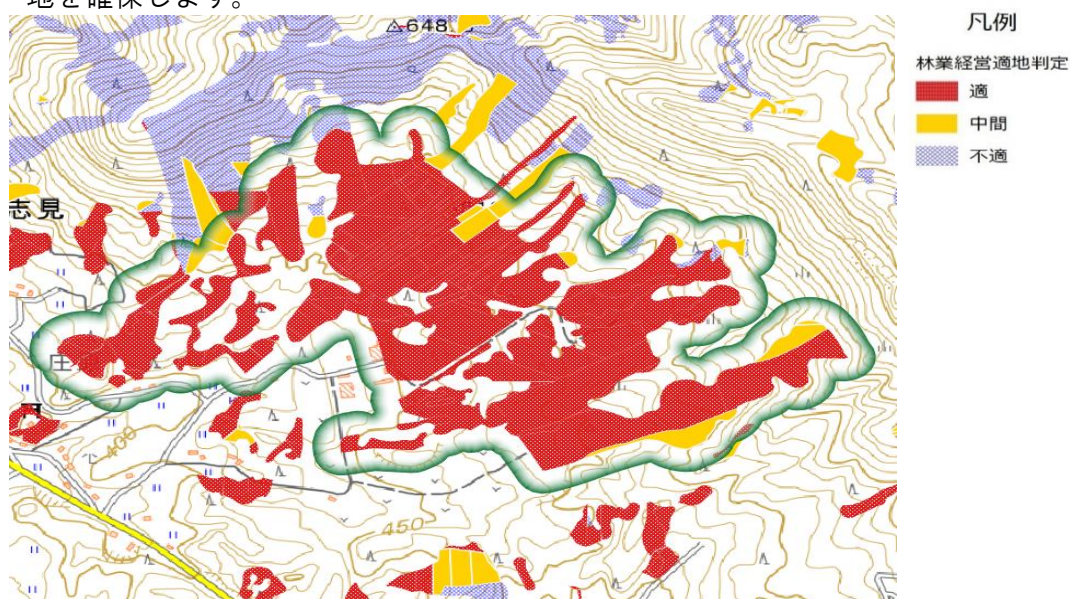
林業経営適地毎に森林情報（所有者・資源情報，森林経営計画・路網の有無等）を取得するとともに、意向調査の優先度を検討した上で、地域調整会議において合意形成を図りながら、意向調査実施計画を作成します。

III 意向調査の実施及び集約化

市町は、意向調査実施計画に沿って調査を実施し、森林所有者の施業の意思のない森林については、経営管理権集積計画に基づき森林の経営管理を受託します。

受託した森林については、経営管理実施権配分計画に基づき、経営力の高い林業経営体等に森林の経営管理を委託します。

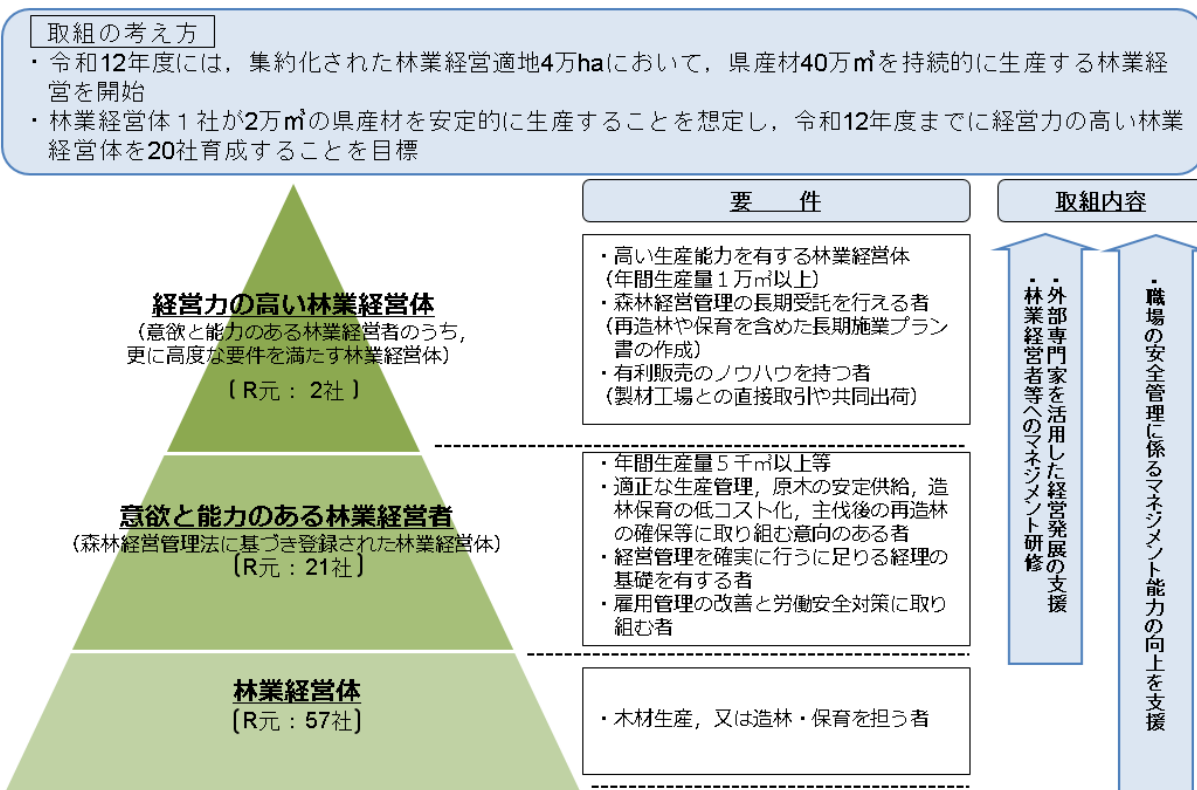
経営力の高い林業経営体等は、自ら長期施業受委託等により集約化した森林に加え経営管理権に基づき集約した森林を確保することで、持続的な林業経営に必要な事業地を確保します。



【図17 林業経営適地の設定イメージ図】

イ 経営力の高い林業経営体の育成

- 経営力の高い林業経営体を育成するため、長期的な経営戦略の作成や安全管理マネジメントの実施等を通じた経営改善を支援します。
- 持続的な森林経営に必要となる組織内の人材を確保するため、各階層の人材に応じた研修を実施し、経営ビジョンや経営戦略を描ける人材を育成します。



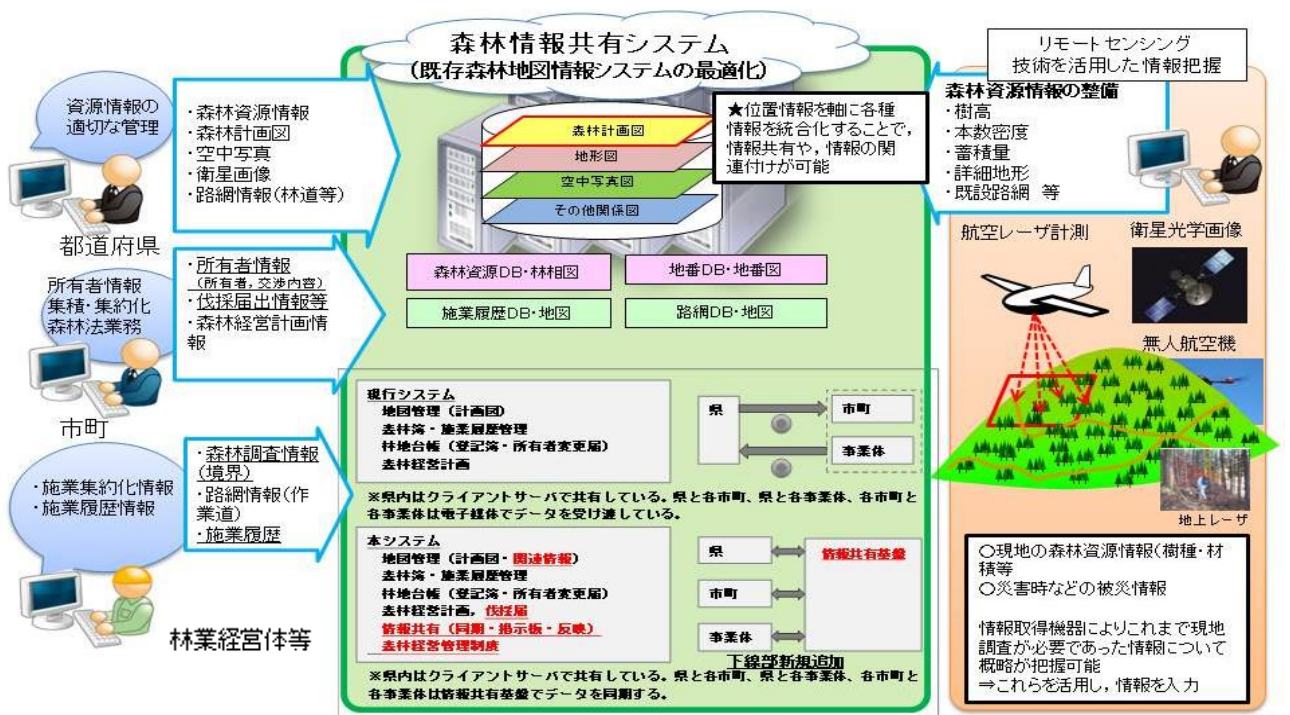
【図18 経営力の高い林業経営体の育成に係る取組内容】

ウ 林業従事者の確保・育成

- 就業相談員（メンター）と連携して、県内外で開催されるガイダンス等を通じた就業情報の発信による就業希望者の募集や、就業前の相談から就業先や住環境の斡旋までを一体的に支援します。
- 林業の就業へ誘導するため、就業フェアや就活情報サイト等を通じて、希望者のニーズを把握した上で、具体的な業務内容をイメージできる情報を効果的に発信します。
- 就業後に森林施業に必要な知識・技術の習得を図るため、「緑の雇用」事業による研修の運営を支援します。

(2) 情報基盤の整備

- 県や市町、森林組合等の各関係者が有する資源情報（林齢・樹種・材積・樹高・境界等）、所有者情報、施業履歴等の森林情報を一元的に管理し、関係者間で共有する「森林情報共有システム」の整備を進めます。
- 各関係者が把握した最新の現地情報の把握・整理を行い、森林経営管理制度に係る各種事務等において、共有された情報の効率的な活用が可能となるよう取り組みます。

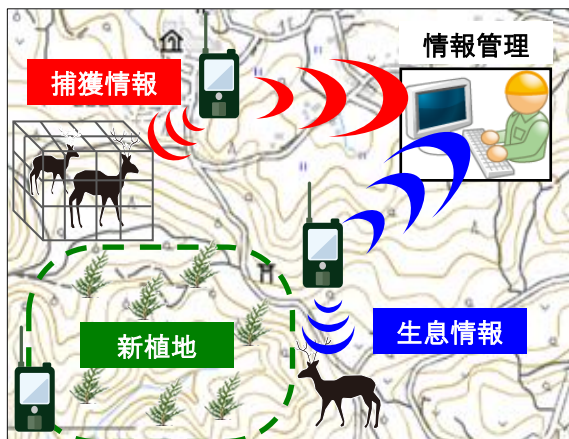


【図 19 森林情報共有システムのイメージ】

(3) 技術基盤の整備

ア シカ被害抑制対策の推進

- 再造林地等における効果的な被害防除対策や捕獲技術を確立するため、モデル地区を設定し、加害個体（新植地に出没する個体）の捕獲等による被害抑制効果や、IoT技術等を活用した捕獲方法を検証します。
- 検証等により得られた知見に基づく「林業被害防止技術マニュアル」を策定し、再造林に取り組む林業経営体や関係市町に対して、被害対策に必要な技術を普及します。
- 林業従事者等を対象に、シカの生態、被害防除対策及び捕獲技術等の研修を実施し、被害防止のための人材を育成します。
- モデル地区において、関係者による協力体制を試行的に築き、課題や解決策について検証した後、林業経営体を中心とした捕獲体制の構築を目指します。



【図 20 IoT技術を活用した新植地におけるシカ捕獲等のイメージ】



【図 21 IoTセンサー機器を活用した囲い罠の設置状況】

イ 苗木安定供給体制の構築

- 苗木生産に必要な種子の安定的な生産と、少花粉品種への転換に必要な苗木の確保に向け、少花粉スギの採種園に加えて、少花粉ヒノキの採種園を約1ha整備します。また、安定的・効率的な種子生産技術を確立するため、国の試験研究機関や他都道府県と技術交流等を進めます。
- 林業経営体等に対して、苗木生産への参入を働きかけるとともに、安定的かつ効率的な苗木生産に向けた技術面の支援を行います。
- 苗木の必要量を確保するため、裸苗からコンテナ苗への転換を促進するとともに、生産者に対してコンテナ苗の生産施設整備等の支援を行います。

ウ 低コスト施業技術の推進

- 林業経営体に対して、低密度植栽や主伐・再造林一貫作業システムに加え、下刈の省略などの低コスト施業技術の導入に向けた取組を支援します。
- 更なる低コスト化に向けた取組を推進するため、ドローンや自走式下刈機などの新たな機器を活用した低コスト施業技術を実証します。
- コウヨウザンの活用に必要なノウサギによる食害防除技術等を検証し、効果的な育林技術を確立・普及します。
- 集約化が進んだ林業経営適地において、計画的に最適な路網(林道や森林作業道等)を配置します。

5 指標

| 項目 | 現状 (R1) | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|--------------------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 集約化された林業経営 適地の面積(万ha) | — | 0.2 | 0.6 | 1.0 | 1.4 | 1.8 |
| 経営力の高い 林業経営体数(社) | 2 | 7 | 9 | 11 | 13 | 15 |

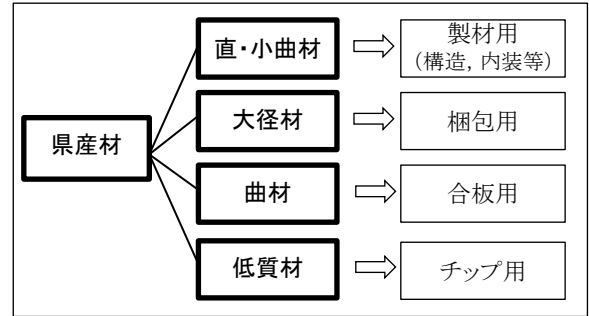
II 森林資源利用フローの推進

■ 目指す姿（5年後）

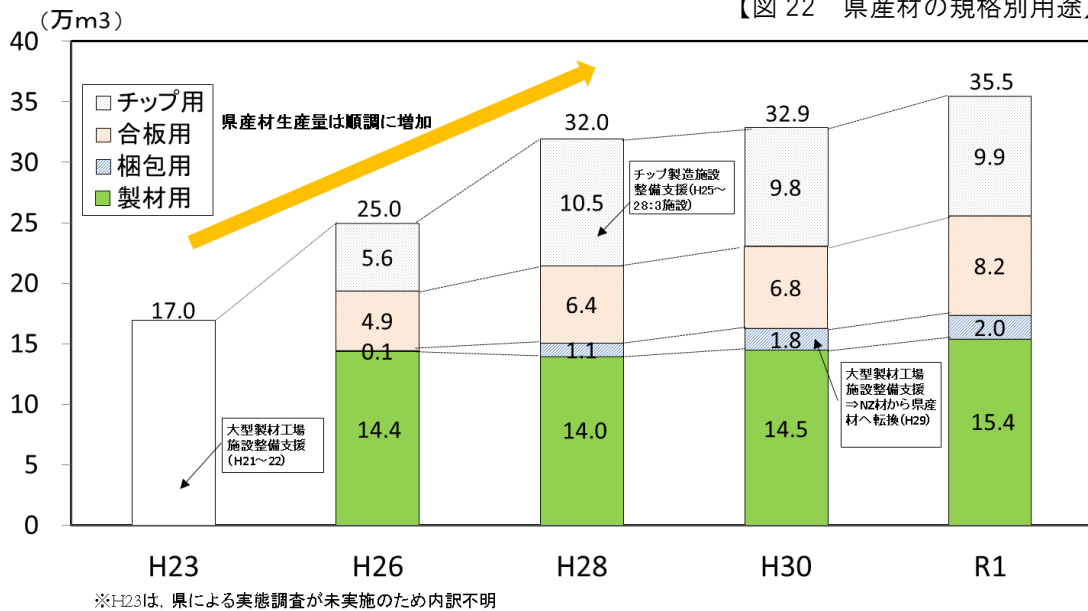
県産材が、生産から流通・加工・利用まで効率的に流れ、木造住宅に加え、住宅以外の建築物の県産材による木造化や木質化が進むとともに、付加価値の高い県産材製品等が市場へ浸透するなど、新たな需要が確保されつつあります。

1 これまでの取組と成果

広島県森林組合連合会に設置した流通コーディネーターによる製材工場等への安定供給や、製材工場等の整備に対する支援、県産材を継続して利用する住宅建築会社への支援等に取り組んだ結果、県産材生産量の増加に応じて、規格ごとの需要を確保しました。



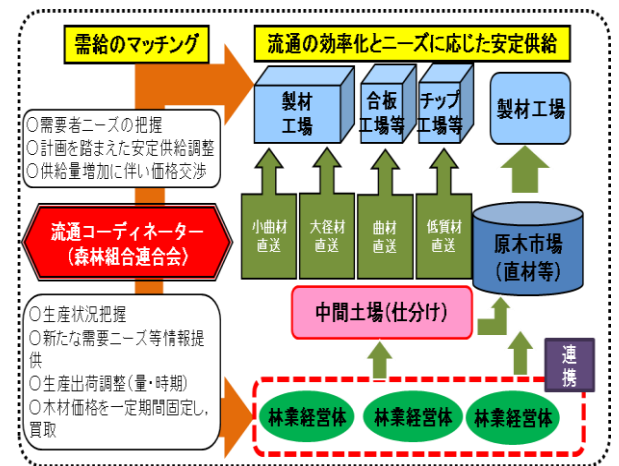
【図 22 県産材の規格別用途】



【図 23 県産材の規格別需給の推移】（林業課推計）

(1) 安定的な流通・加工体制の構築

- 流通コーディネーターと連携して、県内外の大規模製材工場等が必要とする木材の規格や需要量等の情報を把握し、原木市場等の流通拠点を活用して幅広い規格の木材を効率的に集荷しました。
- 集荷に当たっては、林業経営体から安定的に集荷できるよう、木材安定供給協定の締結や、木材価格を一定期間固定して買取する取組を進めました。
- これらの取組により、木材安定供給協定による取引量は、平成28年度の10.1万m³から令和元年度には15.6万m³まで増加しました。



【図 24 流通コーディネーター活動の仕組み】

表2 木材安定供給協定による取引量実績（林業課調べ）

| 項目 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|----------------------------------|------|------|------|------|
| 木材安定供給協定による取引量（万m ³ ） | 10.1 | 12.4 | 12.5 | 15.6 |

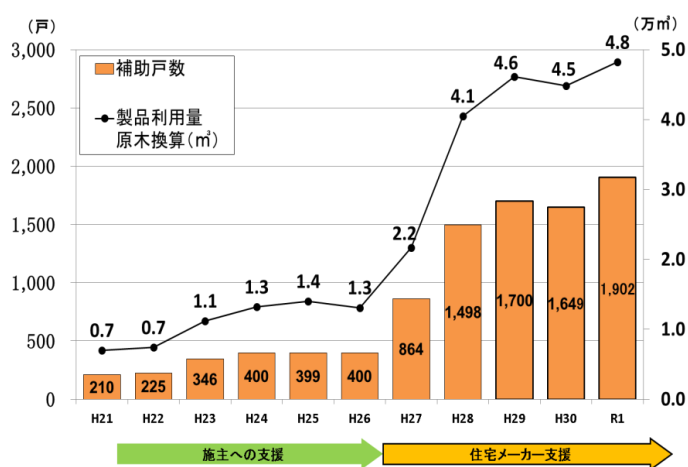
(2) 県産材の生産に応じた需要の確保

県産材が有利に利用されるよう、木材の規格に応じた需要拡大に取り組んだ結果、製材品の県内消費量における県産材割合は、平成28年度の16.6%から令和元年度には17.9%まで増加しました。

ア 製材用需要

① 住宅分野

- 平成27年度から、住宅建築会社が県産材を採用した標準仕様を設定し、製材工場と協定を締結して、県産材を利用した住宅を建築する取組に対して支援しました。
- この結果、住宅分野における県産材利用量は、平成28年度の4.1万m³から令和元年度には4.8万m³まで増加しました。



【図25 県産材住宅支援の利用量実績】

② 住宅以外の建築分野

- 住宅以外の建築物の木造化や木質化を進めていくため、平成26年度から平成27年度にかけて木造設計に精通した建築士を育成し、平成28年度には、育成した建築士を中心とした「ひろしま木造建築協議会」を設立しました。
- 同協議会では、木造設計に対するスキルアップを目的としたセミナーの開催や、住宅以外の建築物に県産材を積極的に利用するための手引きを作成するなど、県産材の利用拡大に向けた取組が進みました。



【図26 スキルアップ研修会（H31.1.23）】



【図27 現地構造見学会（R2.10.26）】

イ 製材用以外の需要

① 梱包用需要

用途が限られる大径材については、平成 29 年度に梱包用製材工場を整備し、林業経営体に対して出荷を働きかけた結果、外材から県産材への転換が進み、平成 28 年度の 1.1 万 m^3 から令和元年度には 2.0 万 m^3 まで増加しました。

② 合板用需要

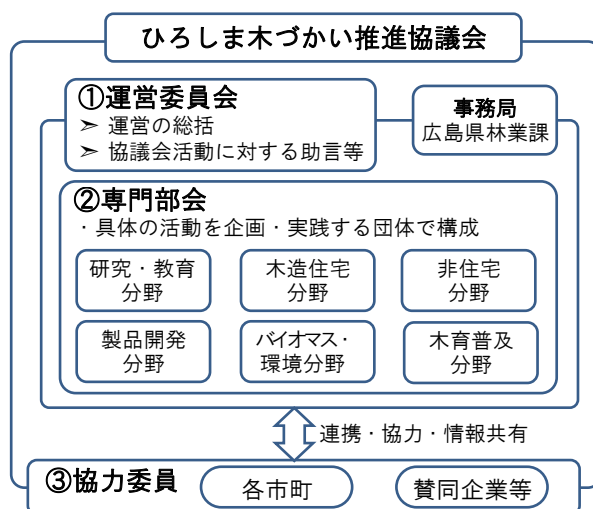
県内の需要先が少ない曲材については、林業経営体に対して、ロットをまとめて安定的に県外の合板工場へ出荷するよう働きかけた結果、平成 28 年度の 6.4 万 m^3 から令和元年度には 8.2 万 m^3 まで増加しました。

③ チップ用需要

低質材については、木質バイオマス発電所向けの燃料用チップ需要に対応するため、平成 26 年度から平成 28 年度にかけてチップ製造施設等を整備するとともに、ロットをまとめて安定的に供給する取組を進めました。

ウ 幅広い分野における需要の確保

- 平成 30 年 10 月に、幅広い分野における県産木材の利用を促進する「広島県県産木材利用促進条例」が制定されました。
- 平成 31 年 3 月に、同条例に基づき、県産木材の利用の基本的な事項を定めた「県産木材の利用の促進に関する指針」を策定するとともに、令和元年 11 月に、県、市町、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者等の関係者で構成する「ひろしま木づかい推進協議会」を設立しました。



【図 28 ひろしま木づかい推進協議会の推進体制】



【図 29 ひろしま木づかい推進協議会
設立総会 (R1.11.29)】

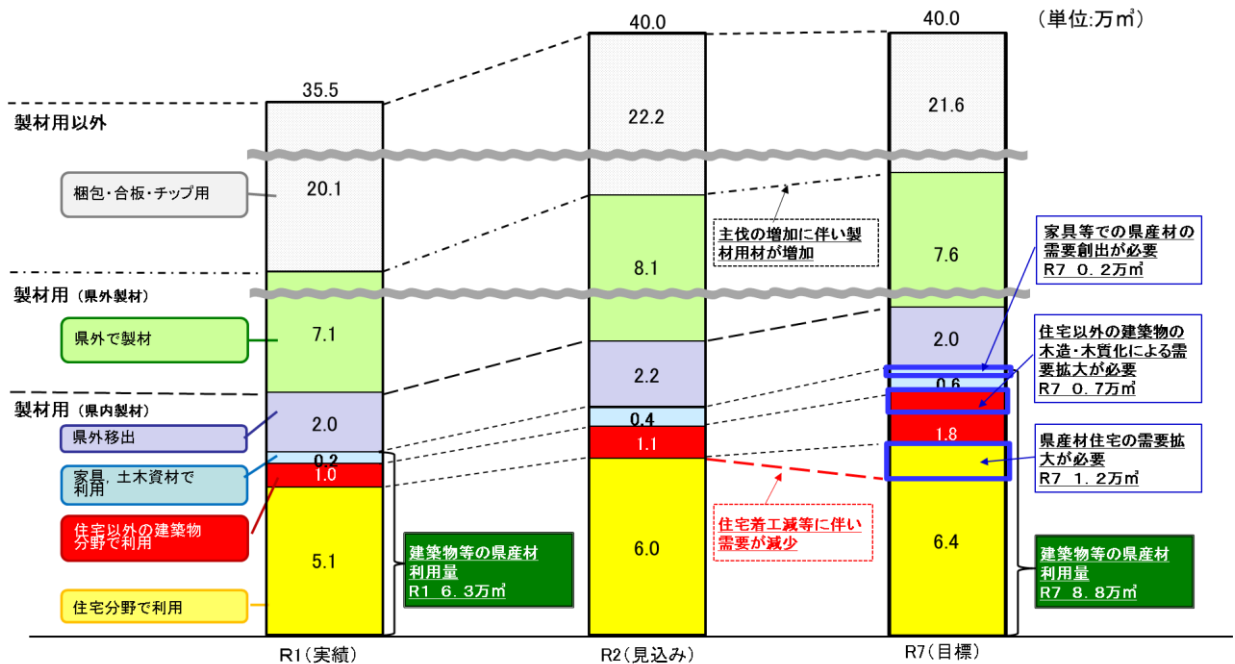


【図 30 ひろしま木づかい推進協議会
運営委員会 (R2.10.29)】

2 課題

今後、40万m³を生産していく中で、主伐が増加し、製材用に適した規格の出材量が増加する一方で、コロナ禍や人口減少が影響し、新設住宅着工戸数の減少など木材需要の落ち込みが予測されています。

このため、住宅分野においては、引き続き、外材から県産材への転換を進めるとともに、住宅以外の建築物の木造化・木質化の促進や、家具等の新たな需要先の創出など、生産された木材が用途に応じて適切に利用されるよう、需要先を確保する必要があります。



【図31 今後の県産材の推移】(林業課推計)

(1) 安定的な流通・加工体制の構築

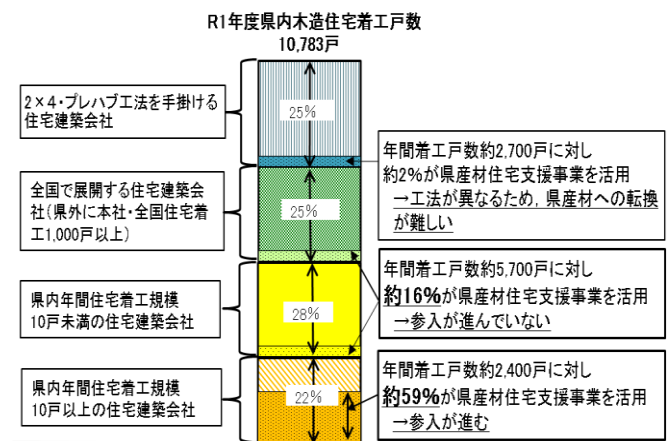
県産材の安定的な流通体制は概ね構築できましたが、今後の需要の落ち込みに対応するためには、製材工場等に安定的に県産材を供給することにより、工場の稼働を高めて生産コストの縮減を進め、県産材製品が外材製品に対抗できる状態を作り出す必要があります。

(2) 県産材の生産に応じた需要の確保

ア 製材用需要

① 住宅分野

県内で着工する木造住宅(年間約1万戸)のうち、年間住宅着工規模10戸以上の住宅建築会社が建築する木造住宅では、県産材の利用が進みましたが、全国展開する住宅建築会社や、県内年間住宅着工規模10戸未満の住宅建築会社が建築する木造住宅においては、県産材の利用が進んでいません。



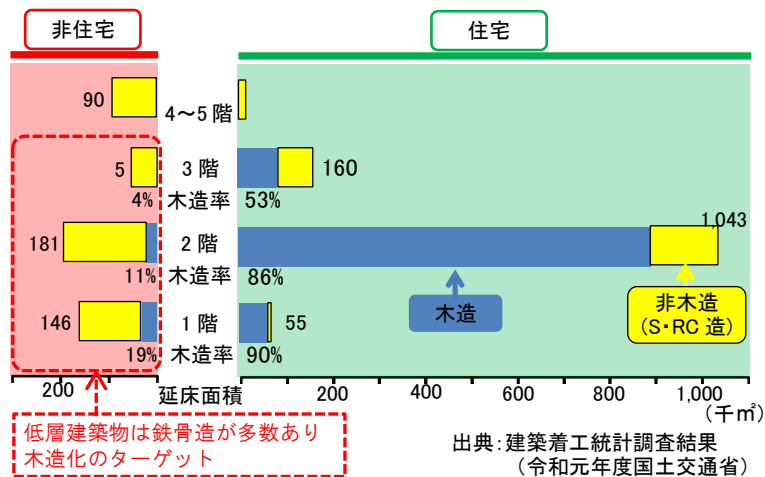
【図32 県内木造住宅着工戸数に対する住宅建築会社規模別の着工戸数の割合】(林業課推計)

② 住宅以外の建築物分野

○ 木造化に比較的取り組みやすい低層(3階建て以下)の建築物について、木造化が進んでいません。

○ 木造建築に関心のある建築士は増えていますが、木材や木造設計に関する知識が不足していることから、木造化の提案に至っていません。

○ 建築を教える大学等の教育機関では、木構造等に関する専門的なカリキュラムが少ないことから、教育機関と連携し、木造建築の担い手を育成する必要があります。



【図 33 広島県における階層別・構造別の着工建築物の床面積 (R1)】

出典: 建築着工統計調査結果 (令和元年度国土交通省)

③ 新たな需要分野

製材用材と同等以上の価格が見込まれる需要先を確保するため、家具など付加価値の高い製品の開発等により、新たな木材利用分野を開拓する必要があります。

イ 製材用以外の需要

① 梱包用需要

今後、森林資源の成熟等により、梱包用に適した大径材の出材が増加することが予測されることから、外材から国産材へ転換を進める梱包用製材工場への供給量を増加させる必要があります。

② 合板用需要

合板工場においては、国産材利用に向けた取組が進みつつあることから、引き続き曲材を県外の合板工場へ安定的に供給する必要があります。

③ チップ用需要

今後、新たな木質バイオマス発電所の稼働が見込まれることから、引き続き低質材を燃料用チップ工場へ安定的に供給する必要があります。

3 目指す姿の実現に向けた取組の方向性

○ 県内外の大規模製材工場等の需要を把握し、林業経営体の出荷のとりまとめを担う流通コーディネーターと連携して、引き続き県産材の安定供給量の増加を推進します。

○ 「ひろしま木づかい推進協議会」を中心に、建築物等における県産材の利用拡大を図るとともに、木製家具など付加価値の高い新たな県産材製品の開発や販路拡大に取り組むことで、県産材の生産量に応じた需要を確保します。

4 具体的行動計画

(1) 安定的な流通体制の構築

流通コーディネーターと連携して、引き続き、県内外の大規模製材工場等の需要量等の情報を把握した上で、安定供給協定や木材価格の固定買取の仕組みなどを活用し、効率的な集荷と需要先への安定的な供給に向けた取組を推進します。

(2) 県産材需要の確保

ア 製材用

① 住宅分野

- 製材用材の増加に対応するため、これまでの住宅に対する支援に加えて、県産材の利用が進んでいない全国で展開する住宅建築会社や小規模な住宅建築会社に対し、外材から県産材への転換に向けた取組を推進します。
- この取組により、製材工場の稼働を高めるなど、生産コストの縮減を図り、本プログラム期間終了までには、県産材が価格面で外材に対抗できる状態にすることを目標とします。

② 住宅以外の建築物分野

- 「ひろしま木造建築協議会」と連携して、木造設計に関する知識・技術を習得するセミナー等の開催により、木造化や内装等の木質化を提案できる建築士を育成します。
- 大学等の教育機関と連携して、木造建築等に関する基礎的な技術や知識を習得する機会を創出し、これからの木造設計を支える人材の育成に取り組めます。

③ 新たな需要分野

- 「ひろしま木づかい推進協議会」に設置した幅広い分野の団体等で構成する専門部会を中心に、県産材の新たな需要先について検討します。
- 付加価値の高い県産材需要を創出するため、デザイナーとのコラボレーションや産学連携を通じた新たな製品開発や、展示会への出展等の販路拡大に向けた取組に対して支援します。

イ 製材用以外の需要

梱包・合板・チップ用については、引き続き、県産材の安定的な供給体制構築に向けた支援を行います。

5 指標

| 項目 | 現状 (R1) | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|--------------------------------|------------|------|------|------|------|------|
| 安定供給協定による取引量(万m ³) | 15.6 | 18.5 | 19.0 | 19.5 | 20.0 | 20.5 |
| 建築物等の県産材利用量(万m ³) | 6.3 | 7.8 | 8.0 | 8.3 | 8.5 | 8.8 |